

平成 15 年 12 月 18 日

「行政訴訟制度の見直しのための考え方」  
に対する意見

日本弁護士連合会

平成 15 年 12 月 22 日開催の司法改革推進本部事務局・行政訴訟検討会にて同事務局より提示予定の「行政訴訟制度の見直しのための考え方」のうち主な論点に対する当連合会の意見の要旨は、以下のとおりです。

記

1 取消訴訟の原告適格の拡大(第2 - 1(1)、1 頁)

原告適格を拡大する立法者の意思を明確にするため、「法律上の利益」という文言を変更する(例えば、「利害関係」)。

個別保護要件(原告が法令の個別的な規定により個別具体的に保護されていることが必要とする要件)を外すことを明確にするため、解釈指針として9条2項に、例えば、「前項の『利害関係』とは、当該処分又は裁決をするに当たり、当該処分若しくは裁決の根拠となった法令又はこれに関連する法令に基づき、条理及び社会通念を考慮して、直接又は間接に保護されるべき現実の利害関係をいう。」という規定を置く。

2 義務付け訴訟・差止訴訟の法定(第2 - 1(2)・(3)、2 頁～)

申請権(例えば、営業許可など)の有無で訴訟類型を区別しない。

処分をすべきこと(義務づけ)、してはならないこと(差止)が審理の結果、明らかになった場合には、義務づけまたは差止め判決を下すことができるという規定を設けるにとどめる。その余は本案のなかで判断されればよい。

3 本案判決前における仮の救済の制度の整備(第2 - 4(1)(2)、8 頁～)

執行停止要件を緩和するために、「回復の困難な損害」の文言を改める。

仮の義務づけ・仮の差止の要件については、「償うことができない損害」ではなく、より緩やかな文言とする。

4 確認訴訟(その他の検討結果、9 頁)

公法上の当事者訴訟として確認訴訟が可能であることを条文に明記する。

5 訴え提起の手数料の合理化

行政訴訟の提起手数料を一律に低額化する。

同一処分を争う場合には、原告数にかかわらず訴え提起の手数料を同額とする。

6 弁護士報酬の片面的敗訴者負担制度の導入

行政訴訟の公益性に鑑み勝訴原告の弁護士費用を行政側に負担させる。

以上